

特殊取扱料金

種別	留記	單位	料金	備考
一、書留	郵便物一箇に付	金 十 錢	通常郵便及米國小包に限る	
二、價格表記	表記金額三百法、約百二十圓)又は其の端數毎に	金 十 錢	但聯合小包以外は圖に依り一様ならず	
三、代金引換	通常郵便 小包郵便	金 四 錢	價格表記書狀及箱物をも含む尤も差出の際納付するに及ばず	
四、別配達	通常郵便 小包郵便	金 十二 錢		
五、到達證	同	金 五 錢		
六、踪跡取調	普通通常郵便 書留通常郵便 及小包郵便	無 料	書留通常郵便、價格表記書狀及箱物小包郵便に限る	

代金引換郵便

三、代金引換郵便

代金引換郵便とは、内國郵便の代金引換郵便と同一にして、外國

郵便物中之か取扱を請求し得るは、書留通常郵便、價格表記書狀及箱物並小包郵便に限るものにして、其引換金額制限は、通常郵便と小包郵便とに依り一様ならず、即ち通常郵便(價格表記書狀)及箱物を含むの代金引換金額制限は一千法(約四百圓)又は其相當額にして、名宛國の貨幣にて表示すべき筈なるも、小包郵便の代金引換金額制限は最高四百圓又は一千法(國に依り相違す)にして、本邦貨幣又は佛貨を以て表示すべきものとす、(前掲料金表参照) 尙代金引換料は、小包郵便物の分は差出人より徴收し、別に取立金送付に要する爲替料を要せざるも、通常郵便物に對するものは何等の料金をも差出人より徴收せず、名宛國に於て取立てたる代金中より代金引換料及取立金送付に要する爲替料を控除し、其殘額を爲替金として送付せらるゝものとす。